

2018年度(平成30年度) JEES日本語教育普及奨学金(日能) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、「2018年度(平成30年度)JEES日本語教育普及奨学金(日能)」の奨学生を下記により募集する。

記

1. 目 的

本奨学金は、日本語教育普及を図るため、日本語指導者の養成に資することを目的とする。このため、本協会主催の日本国内で実施した日本語能力試験(日能)で優秀な成績を修め、日本の大学(大学院及び短期大学を含む)において、日本語指導者を目指す私費外国人留学生に対し、奨学金を支給する。

2. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 私費外国人留学生のうち、平成30年4月時点において、正規生として日本の大学(大学院及び短期大学を含む。以下「大学」という。)に在籍し、日本語指導者をを目指す者。また、在留資格は「留学」であること。
- (2) 平成29年7月(第1回)または12月(第2回)に日本国内で実施した日本語能力試験N1を受験し、170点以上(中国語・韓国語以外を母語とする者は100点以上)の成績を修めた者。
- (3) 採用された場合の受給期間が平成30年4月より1学年相当以上ある者。
- (4) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給しない者。
- (5) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

3. 採用人数

50名程度

4. 支給内容

月額奨学金 50,000円

5. 支給期間

平成30年4月より最長2年間。(ただし、大学における在籍期間中に限る。)

6. 応募・推薦方法

大学の長は、2.に挙げる応募資格に該当する者について、7.に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

7. 応募・推薦書類

- | | |
|--|----|
| (1) 願書(別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。) | 1通 |
| (2) 応募者の写真(最近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1葉 |
| (3) 推薦書(別紙様式2) | 1通 |
| (4) 平成29年第1回または第2回日本語能力試験合否結果通知書(写し) | 1通 |
| 無い場合、「認定結果及び成績に関する証明書」(成績証明書)(写し)でも良い。 | |
| 受験地が日本国内であることを必ず確認すること。 | |

8. 応募・推薦書類の提出期限

平成30年5月10日(木)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

9. 選考方法及び結果の通知

理事長は、6.により推薦された者について本協会に設置する選考委員会に諮り、受給者を決定する。結果は、平成30年7月中を目途に大学を通じて通知する。

10. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

11. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて理事長に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学、就職先等)に変更があった場合、本奨学金受給期間中は大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答、および交流会等に参加しなければならない。

12. 奨学金給付の休止又は終了

- (1) 受給者が長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を打ち切る。
 - ① 大学を休学又は留年した場合。
 - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。

13. その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、12.に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。
- (2) 受給者として採用された場合は、本奨学金を辞退し、他の奨学金を受給することはできない。

14. 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、本奨学金寄付者と共同して、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会及び本奨学金寄付者は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 応募書類を本奨学金の受給者を決定する選考の際に利用する。
- ② 応募書類に記載された個人情報を奨学金支給事務のために利用する。
- ③ 応募書類に記載された個人情報を奨学金授与式または交流会・インターンシップ等の開催時に利用することがある。
- ④ 応募書類に記載されたメールアドレスあるいは電話番号を当協会実施の学生援助プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用する。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に受給者本人からの承諾を受けた上で、当協会のホームページにある「受給生の声」及び当協会で作成する奨学金を紹介する書物へ掲載することがある。

15. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課
〒105-0003 東京都港区西新橋1-13-1 DLXビルディング12階
TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or.jp

以上